第四条中「基準エネルギー消費効率（」を「平成二十七年度基準エネルギー消費効率（」に、「右欄に掲げる基準エネルギー消費効率」を「右欄に掲げる数値」に、「次条」を「第五条」に、「当該基準エネルギー消費効率に1．1」を「当該数値に一・一」に改め、「乗じた値をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、「基準エネルギー消費効率で除した」を「平成二十七年度基準エネルギー消費効率で除した」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（平成三十二年度燃費基準達成・向上達成レベルの評価）

第四条の二　国土交通大臣は、第二条の自動車のＪＣ〇八モード燃費値について、乗用車判断基準告示1－1（8）の表の左欄に掲げる車両重量の区分に応じ、平成三十二年度基準エネルギー消費効率（乗用車判断基準告示1－1（8）の表の右欄に掲げる数値をいい、次条第二項第二号に掲げる自動車及び同項第四号に掲げる自動車（軽油を燃料とするものに限る。）については、当該数値に一・一を乗じた値をいい、同項第三号に掲げる自動車については、当該数値に〇・七八を乗じた値をいう。以下同じ。）に対する達成レベル（ＪＣ〇八モード燃費値を平成三十二年度基準エネルギー消費効率で除したものに百を乗じて、小数点以下一位を切り捨てて得た値。以下「平成三十二年度燃費基準達成・向上達成レベル」という。）を算定することにより評価を行うものとする。

第五条第一項第六号を次のように改める。

六　平成二十二年度基準エネルギー消費効率、平成二十七年度基準エネルギー消費効率及び平成三十二年度基準エネルギー消費効率

第五条第一項第八号中「又は」を「、」に改め、「燃費基準達成・向上達成レベル」の下に「及び平成三十二年度燃費基準達成・向上達成レベル」を加える。

第六条中「又は」を「並びに」に改め、「燃費基準達成・向上達成レベル」の下に「及び平成三十二年度燃費基準達成・向上達成レベル」を加える。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

〇国土交通省告示第三百九十八号

成田国際空港株式会社から成田国際空港の施設変更許可申請があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十三条第二項において準用する同法第三十八条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日　　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　成田国際空港株式会社　千葉県成田市古込字古込一番地一

二　空港の名称及び位置　成田国際空港　千葉県成田市

三　変更しようとする事項

イ　空港の範囲　別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ロ　空港の総面積　千百五十一万千九百二十一平方メートル

ハ　誘導路

一　延長　三万八千三百二十メートル

二　幅　二十三メートル、二十五メートル及び三十メートル

ニ　エプロン

面積　二百七十七万千五百二十一平方メートル

四　変更しようとする事項に係る施設の供用開始の予定期日　平成二十九年七月三十一日

別図　成田国際空港

